


# 浪江町復興計画

## 【第一次】



みんなでもとに乗り越えよう  
私たちの暮らしの再生に向けて  
～未来につなぐ復興への想い～

平成 24 年 10 月

浪 江 町

# はじめに

## 【浪江町長から町民の皆さまへごあいさつ】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震・津波に見舞われ、また福島第一原子力発電所の事故により、今なお苦しい避難生活を余儀なくされている町民の皆さまには、多くのご苦勞、ご心勞をおかけしております。

震災によって奪われた尊い命、そして避難先で無念の想いの中でお亡くなりになられた方々に追悼の誠を捧げるとともに、生活の基盤や生きがい、目標などを奪われ、多くの困難と不安の中で避難生活を送られている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

私たちが住み慣れた美しいふるさとを離れて1年半以上が経過しました。その間、警戒区域の見直しや除染、賠償なども徐々に動きが見えてきた一方で、その見直しは必ずしも明るいものではありません。

このような中で、浪江町民一人ひとりが幸せな暮らしを取り戻していくために「浪江町復興計画【第一次】」をとりまとめました。

本計画の策定にあたっては、本年4月に公表した「浪江町復興ビジョン」で掲げた復興の考え方や、復興の理念、基本方針をもとに、様々な立場の町民が参加する「浪江町復興計画策定委員会」において有識者のお知恵をお借りしながら総勢103名の委員にご検討いただきました。

また、議論の前提として6月に実施した第2回町民アンケートでは11,222件のご回答をいただき、先日実施した意見募集(パブリックコメント)においても前例のないほど多数のご意見をお寄せいただきました。

委員会での熱心な議論や、頂戴した多くのご意見をできる限り反映し、町民の皆さまの様々なお考えや想いが込められた計画にすることができたと思います。

貴重なご意見をお寄せくださった町民の皆さま、お忙しいなか検討にご参加いただいた委員の皆さま、専門的な立場からご助言、ご提言をくださった有識者の皆さま、そのほか、計画策定に携わっていただいたすべての皆さまに、厚く御礼申し上げます。

本計画は、【第一次】としているとおり、私たちを取り巻く状況が流動的な中で、様々な状況に応じて見直しを行うことができる柔軟性を持ちつつ、様々なお立場や考え方に寄り添った多様な復興のあり方を基本に、全ての方に共通する「一人ひとりの暮らしの再建」を第一に掲げています。さらに、復興を実現するための具体的な取組みや、その目標となる時期なども明記しており、今後の皆さまのそれぞれの復興の指針となるものと考えております。

この辛く厳しい震災からの復興には多くの時間とエネルギーが必要です。この計画と計画に込められた町民の皆さまの想いに沿った復興を実現すべく、町民の皆さまと共に全力で邁進してまいりますので、今後とも皆さまのご協力をお願いいたします。

平成24年10月

浪江町長 馬場 有

## 【浪江復興計画策定委員会委員長より町民の皆さまへごあいさつ】

9月28日、「浪江町復興計画【第1次】」について、復興計画策定委員会の承認を経て、町長に「提言」として手渡しました。町民、総勢103名の方々が厳しい避難生活を強いられる中で、6月からの4か月間、それぞれ分担した部会での精力的な審議に参加されました。「浪江町復興計画【第1次】」は、6つの部会（ふるさと再建、津波被災地復興、生活再建、町外コミュニティ、教育・健康管理、産業再生）が検討してきた計画案の集大成です。

といっても、経験したことのないあまりにも過酷な原発災害、先を見通せない課題もまだまだたくさんあります。したがって、それぞれの部会がなお確信をもてない部分を抱えながらの「第1次」計画といってもいいでしょう。9月28日の最終回の委員会に至っても議論はやはり沸騰しました。「なぜ策定を急ぐ必要があるのか、もっとじっくり検討すべきではないか」、「6つの部会の連携が十分ではなかったのではないか」、「産業復興についての議論はもっともっと必要である」などです。

それでもなお、私は今回の復興計画【第1次】の策定は、次のような3つの目的・役割があると考え、現段階での策定に踏み切るべきであると考えました。

- ① 仮設住宅やみなし仮設住宅に限らず、全国各地で避難生活を強いられ、なお今後の見通しがみえず不安を感じながら過ごしておられる町民の方々に可能な限り早い時期に町の方針を伝えること、
- ② 町民の熱心な議論の結果、策定されたこの復興計画を携えて、町長や町当局が、町民の暮らしの再生とふるさと再建の実現のために、国、県、東電などと交渉してほしい、
- ③ もちろん、この計画に沿って、具体的な復興事業や支援事業を確実に実施し、しっかりと町民の暮らしの支援と復興に踏み出すこと、です。

このようにして、町民の精力的な議論の末に提言することができた「復興計画【第1次】」ですが、正直に言えば、ようやくスタート台にたどり着いたというのが実感です。

まだ見通しの立っていない課題も数多く横たわっています。最大の課題は何といても放射性物質の「除染」です。そして、生活と生業を補償する「賠償」問題や、「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」などの次の段階の区域決定とふるさと復興の道筋、などです。

さらに、応急仮設住宅の供与期間が一年延長されたとしても、その3年間でふるさとへの帰還を実現することはきわめて困難ですから、その後の生活や生業などをどのような生活環境でつないでいくかという課題も重要です。浪江町に戻れないのであれば、このような生活基盤を別の自治体を実現していかなくてはなりません。子供たちの学校環境、医療や福祉サービス、そして働き場所や商売の再建など、少しでも安心・安全を感じられる抜本的な対策を打っていかねばなりません。

それは全国各地に避難している浪江町民の共通の課題でもあります。戻って生活をするのが困難であると考えておられる町民の方々にも、節目ごとにふるさと浪江を訪れ、ふるさとの風景や年中行事そして友人などに触れる機会をつくれるように、短期滞在型の「ふるさと住宅」を低線量地区の復興拠点地区に整備することなども一案と思います。

そして何よりも、この復興計画の実施過程で、町当局による徹底的な情報発信と町民からの情報受信の仕組みを充実していくことによって、復興計画の共有と町民参加型の計画遂行につながっていくことを期待したいと思います。

復興計画策定委員会を代表して 浪江町復興計画策定委員会委員長 鈴木 浩

## 目 次

I	策定にあたって	・・・P1～6
1.	策定の目的	・・・P 2
2.	復興計画の位置づけ	・・・P 2
3.	復興計画の推進	・・・P 4
II	復興の理念と基本方針	・・・P7～11
1.	復興計画における復興の考え方	・・・P 8
2.	復興の理念	・・・P10
3.	復興の基本方針	・・・P11
III	復興への取組みと方向性の概要	・・・P13～58
1.	復興までの道筋	・・・P14～15
1)	各時期における復興のイメージ	・・・P14
2)	各時期における取組みのイメージ	・・・P15
2.	復興に向けて未だ明確になっていない課題の整理	・・・P16～19
3.	各時期において目指す復興の姿	・・・P21～25
1)	短期において目指す姿(震災より3年 ～H26.3.31)	・・・P21
2)	中期において目指す姿(震災より6年 ～H29.3.31)	・・・P22
3)	長期において目指す姿(震災より10年 ～H33.3.31)	・・・P23
4)	復興を実現し飛躍するふるさとの姿	・・・P24
4.	避難期の生活再建に必要な取組み	・・・P26～41
1)	避難期の生活再建に必要な取組み	・・・P27
2)	全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減	・・・P28
3)	放射線に対する理解の向上～正しく理解し、対処する～	・・・P29
4)	避難生活に伴う健康悪化の防止	・・・P30
5)	中長期的な医療、福祉環境の再生に向けて	・・・P31
6)	損害対策の充実	・・・P32
7)	町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持	・・・P33
8)	事業所の事業再開支援	・・・P34
9)	就労支援による安定した生活の確保	・・・P35
10)	子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持	・・・P36

1 1)	子どもたちへの学習支援、学習環境の充実	・・・P37
1 2)	中長期的な教育環境の再生に向けて	・・・P38
1 3)	住まいの改善	・・・P39
1 4)	避難先で安心して暮らすために	・・・P40
1 5)	なみえの伝統文化の復興	・・・P41
5.	町外で安心して暮らすために必要な取組み	・・・P43～45
1)	町外コミュニティづくり	・・・P44
2)	町外コミュニティのイメージ	・・・P45
6.	ふるさとを再生していくための取組み	・・・P47～58
1)	除染と放射線管理について	・・・P48
2)	インフラ復旧について	・・・P49
3)	まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備	・・・P50
4)	津波被災地の復興方針	・・・P52
5)	津波被災地復興の事業実施までの基本的な流れ	・・・P53
6)	津波被災地における集団移転のイメージ	・・・P54
7)	津波被災地における減災のイメージ	・・・P55
8)	津波被災地の土地利用のイメージ	・・・P56
9)	ふるさとでの産業復興	・・・P57
10)	産業の集積による地域経済の再生	・・・P58
○	浪江町復興計画策定委員会体制及び委員名簿	・・・P60～64
○	浪江町復興計画【第一次】策定までのあゆみ	・・・P65
○	提言書（浪江町復興計画【第一次】に係る提言について）	・・・P66～67

---

## 【別冊 施策編】

IV	具体的な取組みと方向性	・・・P 1～167
1.	復興までの道筋	・・・P 2～ 3
2.	各時期において目指す復興の姿	・・・P 4～ 6
3.	避難期の生活再建に必要な取組み	・・・P 7～ 89
4.	町外で安心して暮らすために必要な取組み	・・・P91～ 97
5.	ふるさとを再生していくために必要な取組み	・・・P99～167



# I 策定にあたって

---

1. 策定の目的 . . . P 2
2. 復興計画の位置づけ . . . P 2
3. 復興計画の推進 . . . P 4

# 1. 策定の目的

本年4月、東日本大震災及び原子力災害に対し町としてどう向き合い、どのように対応していくか、さらには町民一人ひとりの暮らしの再建、ふるさとの再生に必要な方向性を取りまとめ、今後の展望を示した「浪江町復興ビジョン」を策定しました。

「浪江町復興計画【第一次】(以下「復興計画」)」は、ビジョンに基づき復興までの道筋及び各施策の実現を図るため、施策の具体的な取組みや時期を取りまとめるものです。

しかしながらビジョン策定以降においても、事故そのものの収束、賠償の問題、警戒区域の見直し、除染、健康管理、住まいの確保に対しても、国による対応策や工程表は不明確で不十分であるため、判断や選択をしていく上での前提が不透明な状況はあまり変わらず、ご不便をおかけしているところです。

そこで今回の復興計画では、特に当面の避難期の生活の安定、住環境の改善や絆の維持のための町外コミュニティの整備、再生・復興するふるさとの姿についての具体的な取組みや方向性を示し、その実現を図ることで、町民の皆さまが将来の見通しを立てられることを目的とします。

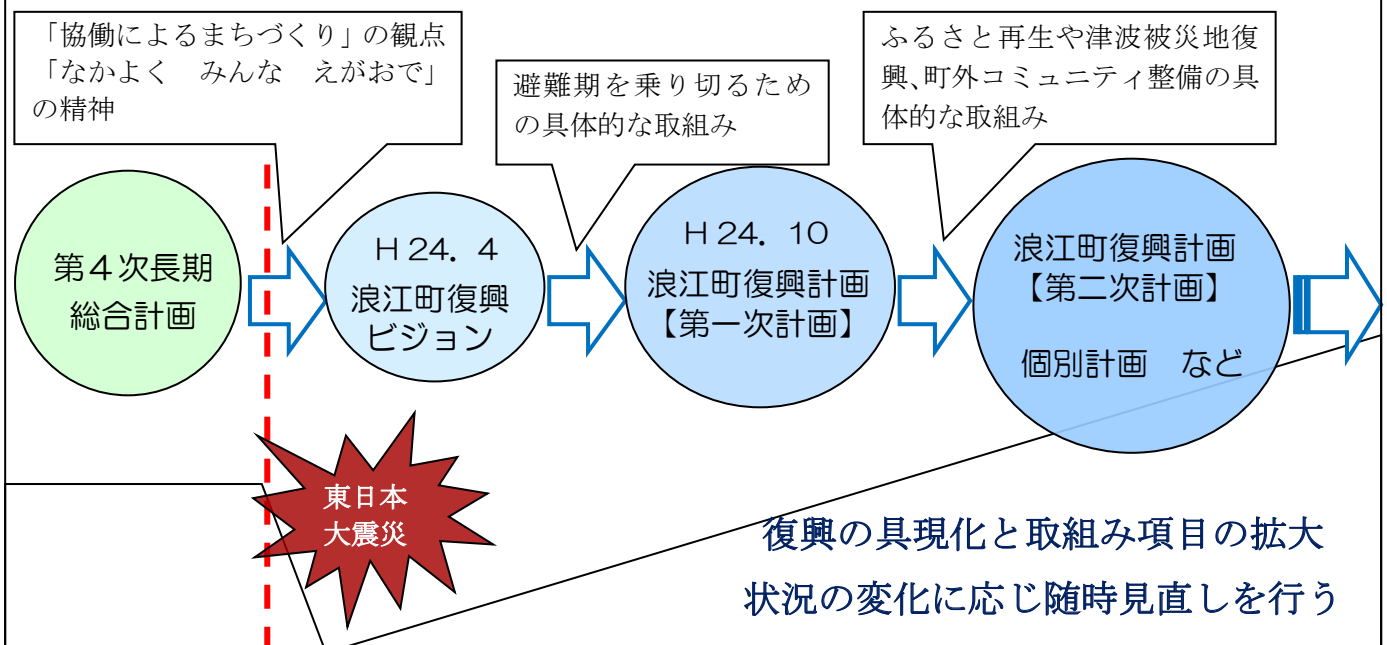
そして今後の災害を取り巻く状況の変化に応じながら、町民の皆さまとともに最善の策を検討し、町民一人ひとりの復興に向き合いながら随時見直しをしてまいります。

# 2. 復興計画の位置づけ

## 復興計画の位置づけ

復興計画は第4次長期総合計画に掲げたまちづくりの考え方・精神を踏襲した「復興ビジョン」を基に、ビジョンに掲げた「復興理念」「基本方針」「目標像」を具現化するものです。

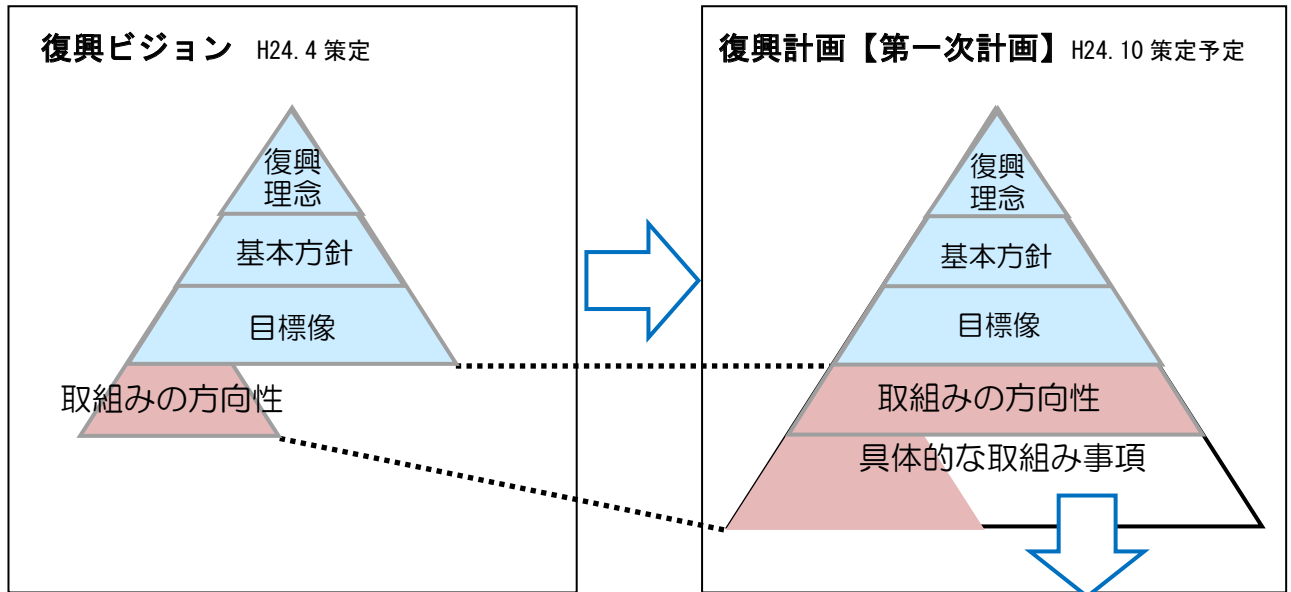
復興に向けての前提条件が整っていないことで、具体的な取組みの詳細が検討できない項目については、条件が明らかになった段階で復興計画の修正や個別計画での検討を行います。





## 復興計画において主に整理した項目

復興計画においては、復興の前提条件となる、事故そのものの収束、賠償の問題、警戒区域の見直し、除染、健康管理、住まいの確保など不透明な事項もあることから、避難生活を乗り切るための具体的な取組みと、ふるさと再生や町外コミュニティ整備については取組みの方向性として整理しました。



前提条件等が不透明なため、具体的な取組みの詳細については引き続き検討。

### 3. 復興計画の推進

#### 【基本的な考え方】

復興計画に掲げた「町民一人ひとりの暮らしの再建」「ふるさとなみえの再生」の実現のため、掲載した各取組みはスピード感を持って着実に実施する必要があります。

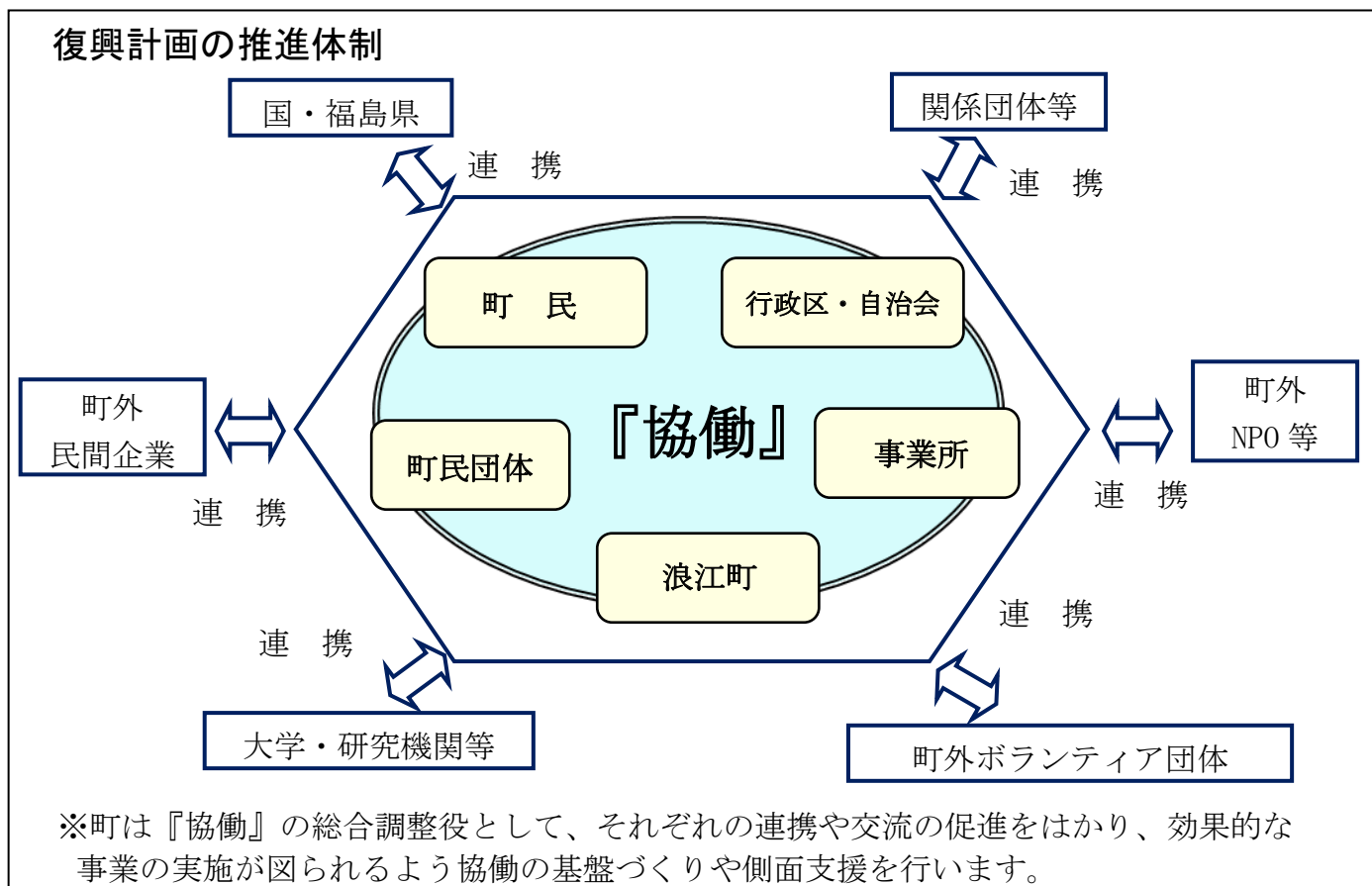
そのためにも、計画に掲載した各取組みの実施状況や進捗について明らかにし、計画の実行性を高め、着実な計画推進を図っていきます。

#### 【復興計画の推進体制について】

復興計画の推進に当たっては、これまで浪江町が培ってきた『協働』の精神により、「町民」「行政区・自治会」「町民団体」「事業所」「町」がそれぞれの知恵や技術、経験、意欲などを結集する必要があります。そして、協働を円滑に進めるためには、互いの立場を理解し、信頼し、尊重し合う関係の確立が必要です。

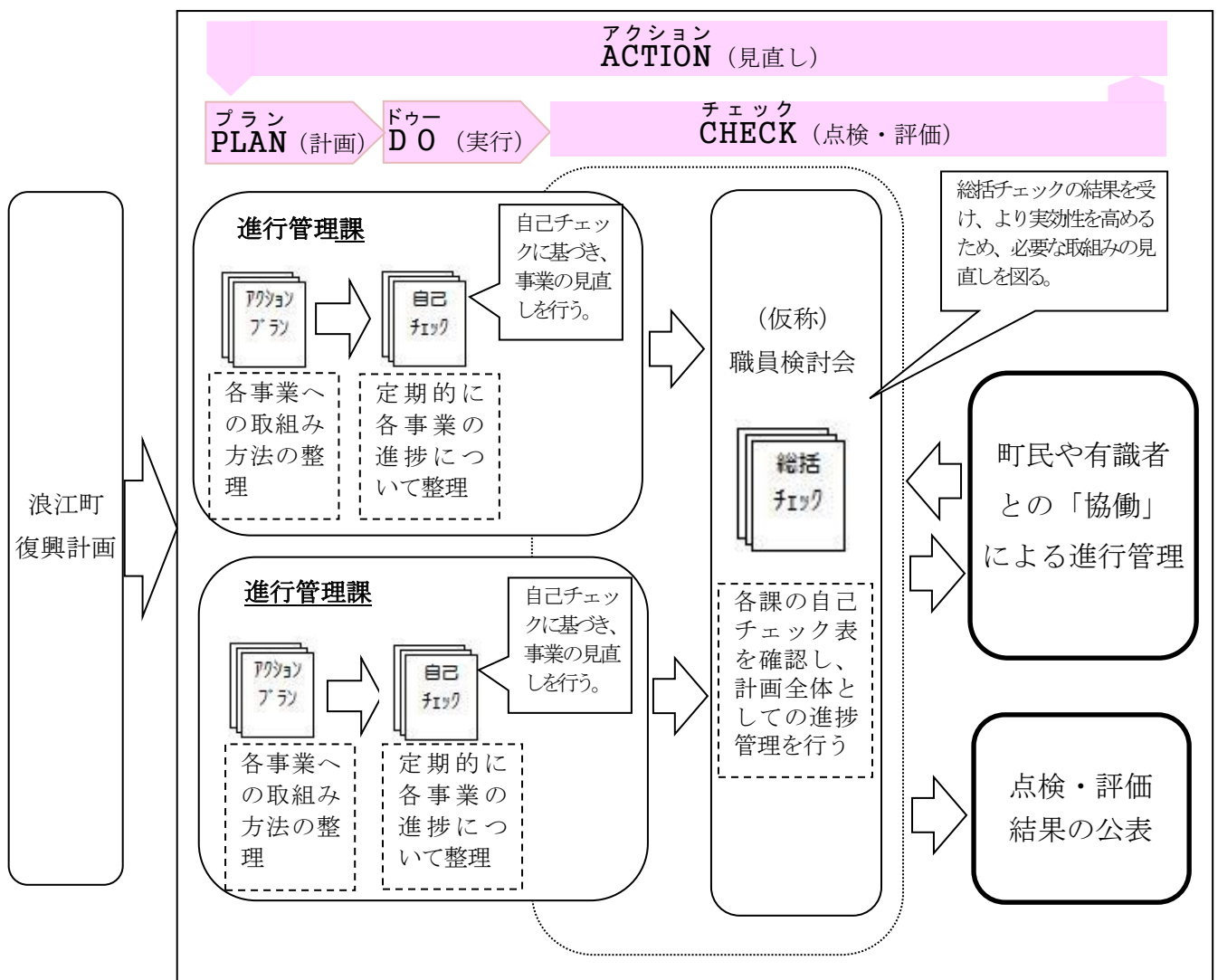
そのためにも、それぞれが持つ情報を積極的に提供し合い情報の共有化を図るとともに、町民等から意見や提案を広く求め、政策決定に反映させていきます。また、協働の担い手となる人材や団体の育成及び支援を図り、計画推進体制の強化を図ります。

さらには、復興までの道のりは非常に厳しいものであるため、国や県、民間企業、NPO、ボランティア団体、大学や研究機関などの支援や協力を得ながら、復興のために共通の目的をもって取組んでいきます。



## 【復興計画の進行管理方法】

- 復興計画に掲載した取組みについては、役場全体の連携により推進していきます。
- 進行管理については、計画どおりに実行されているかを随時確認し、実行が困難とされている取組みについては、何が課題となっているかの検証を行い、その対策を整え、着実な実行につなげていきます。
- 取組みの進行管理を行う課において、所管する取組みの自己チェックを定期的に行うとともに、各課職員で構成する「(仮称)職員検討会」を設置し、計画全体の進行管理に関して総括チェックを行います。
- 庁内組織で行った進行管理評価については、町民や有識者を交えた組織での「協働」による計画進行の点検・評価を行います。
- 計画の進行管理についての評価結果を町民の皆さまにわかりやすく公表します。



## 【復興に関する「町民意向調査」の実施】

継続的に「町民意向調査」を実施し、復興計画に掲げる復興の取組みの達成感や、復興への意識や考え方を把握した上で、復興計画の見直しに反映させます。

## 【復興に関する財源の確保】

復興に向けた取組みについて、迅速かつ効果的に実施するために国、県へ財政措置を含めた適切な支援を求めています。

また、様々な支援制度の構築や法整備を要請していくとともに、復興交付金事業や特区制度などを活用し、着実に事業を実施していきます。

さらには、避難期間中の町の収入減額分及び原子力発電所事故により新たに発生した行政経費について、その賠償を東京電力に求めています。

## 【復興計画推進のための人材確保】

復興計画の推進にあたっては、役場内それぞれの部署において専門的な知識を有する職員の確保が不可欠です。

今後は、必要な部署へ必要な人材が確保できるよう、計画的な採用、国や県、他自治体との連携や支援により、人材の確保をしていきます。

また、計画推進には、行政のみならず「町民」「行政区・自治会」「民間企業」等との『協働』で進めることが必要であり、協働の担い手となる人材や団体の育成及び支援を行います。

## 【復興計画の見直し】

復興計画については、事故そのものの収束、賠償の問題、警戒区域の見直し、除染、健康管理、住まいの確保など、不透明な事項も多く流動的であることから、制度の変更や進行状況を踏まえ、適時、柔軟に見直していきます。

## Ⅱ 復興の理念と基本方針

1. 復興計画における復興の考え方・・・P 8
2. 復興の理念・・・・・・・・P10
3. 復興の基本方針・・・・・・・・P11

# 1. 復興計画における復興の考え方

復興計画における復興の考え方は、平成 24 年 4 月に策定した浪江町復興ビジョンにおける復興の考え方を基本としています。

## 一人ひとりの暮らしの再建

この世界的な原発事故災害では、道路や建物などを復旧・復興という今までの考え方では十分な復興にはなりません。

この災害では、町民がどこに住むとしても、「一人ひとりの命と暮らしを守る」ことが最も重要であり、町民一人ひとりを一番に考えなければなりません。

## 子どもたちの願いや思い

子どもたちの願いや思いをしっかりと受け止め、「将来を担う子どもたちの苦しみを無くしていくこと」、「ふるさとに戻る、戻らないに関わらず、子どもたちが大切に思っているふるさとをしっかりとした形で再生させること」を大人世代の責務として果たしていく必要があります。

## 復興の基本となる考え方

今後の先行きについて町民一人ひとりに様々な考えや思いがあります。

様々な考えや思いを無視した一方的な押し付けではお互いが苦しむこととなります。

ともに支え合っていくためには、人それぞれ考えが違うことを認め、尊重しあうことが必要です。

すべての町民を守ることを基本とした上で、今までの人生がそれぞれの人生であったように、今後の選択も多様な思いに沿った選択ができるようにしていくことが不可欠です。

全ての町民が安心して、自らの今後を選ぶことができる環境、制度、前提をつくっていくことが必要です。

## ともに乗り越えるための多様な考え方の尊重

## 多様性の尊重を実現するための選択肢の保障



## 乗り越えるべき課題

原発事故による災害は非常に解決が困難な問題です。

平穏な日常は奪われ、放射線への健康不安や、不十分な住環境、不透明な賠償など、避難先でも課題が山積しています。

荒廃したままの町、危険をはらんだ原発、回復困難な生活サービス、壊滅的な雇用の場など、ふるさとでも課題が山積しています。

避難し続けるのも苦しい。戻るといっても困難な状況。しかし、困難に対して逃げるのではなく、正面から受け止めることが必要です。

## 災害への向き合い方

原発事故は、被災地や被災者だけが悩み苦しむ問題ではありません。

国策上の事故により全てを奪われた「国民」に対して国がどう償うのか。

汚染された「国土」をどのように考え、どう扱うのか。

この災害を繰り返さないために何を学び実行していくのか。

浪江町、双葉郡、福島県だけの問題ではなく、国全体で分かち合い、国全体で真剣に取り組むことでしか解決ができない問題です。

## 復興への向き合い方

多くの住民が苦しい避難生活を余儀なくされている状況は「想定外」の一言で済む問題ではありません。事故責任者としての東京電力や根拠のない安全神話に基づき原子力政策を推進してきた国の責任と果たすべき責務を明確にしておくことが必要です。

そして、国や東京電力だけの取組みだけではこの状況は解決しません。広域自治体として被災地の想いをくみ取り、国を動かすことが求められる県、町民のための自治体としての町、そして暮らしの再建を果たす本当の主役である町民一人ひとりが協力し、暮らしの再建とふるさと再生を成し遂げていくことが必要です。

### 復興に向けてのそれぞれの役割

この災害は非常につらく厳しいものです。あまりの困難さに心が折れそうになることも数えきれないほどありました。

しかし、苦難の中にあってもそこに希望を見つけ、力を尽くしていくことで未来を拓くことができます。

過去の日本や、世界中で起きた悲惨な災害や戦争などでも、先人たちが苦難を乗り越える意志をもって復興を果たしてきたように、私たちも復興(暮らしの再建とふるさと再生)をあきらめません。

責任を持って次の世代に、暮らしを、ふるさとをより良くして引き継いでいきます。

### 復興に向けた決意

## 2. 復興の理念

みんなでものに乗り越えよう  
私たちの暮らしの再生に向けて  
～未来につなぐ復興への想い～

みんなでものに  
乗り越える

- ・町単独でなく、我が国全体で災害に向き合う
- ・町民・事業者・行政が一体となって復興にあたる

一人ひとりの  
暮らしの再生

- ・復興＝一人ひとりの暮らしの再建とふるさと再生
- ・人それぞれ多様な考え方や想いに応じた復興のあり方

子どもたちの  
未来につなぐ

- ・子どもたちの“今”を大切に、理不尽な苦しみを無くしていく
- ・子どもたちの心のふるさとを無くさない

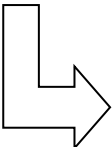




### 3. 復興の基本方針

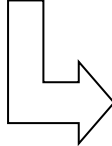
#### すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～

- ・町の復旧・復興の第一は、町民の暮らしの再建です。
- ・今どこに住んでいようとも、今後どこに住んだとしても、すべての町民の命が守られ、幸せな日々の暮らしを取り戻せるよう取り組んでいきます。
- ・多様な考えや思いに応えるために、多様な選択肢を保障していきます。

- 
- 避難先によらない、一人ひとりへのきめ細やかな支援
  - ふるさと再生や町外コミュニティの整備、避難先への継続的な支援などの多様な選択肢の実現


#### ふるさと なみえを再生する～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～

- ・先人や今の大人たちが大切に守り育み、子どもたちが心から愛するふるさとを、何年かかってもしっかりとした姿で再生させていきます。
- ・どこに住んだとしても、なみえが大切なふるさとであり続けられるよう、魅力的なふるさとを創り上げていきます。

- 
- 震災や原子力災害を乗り越え、安全、安心なふるさとの再生
  - なみえのこころや絆が息づく地域の復興
  - 誰もが魅力的だと思えるまちづくり

#### 被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～

- ・子どもたちが二度と苦しむことのない社会づくりを浪江町が先導していきます。
- ・国全体で災害を受け止め、災害を繰り返さない国となるようけん引していきます。
- ・災害を繰り返させないため脱原発、エネルギー政策の見直しを提起し続けるとともに、エネルギー自給自足のモデル地域の実現を目指します。
- ・経験や反省を踏まえ、有事のリスク対策のモデル地域を実現します。

- 
- 災害や復興の情報を一元化し誰もが気軽に閲覧できる復興ライブラリーの構築や、復興人材育成など、復興の過程や技術、経験を他地域や次世代に語り継いでいく仕組みづくり
  - 災害研究都市として、復興を「学び、実行し、発信する」を体現

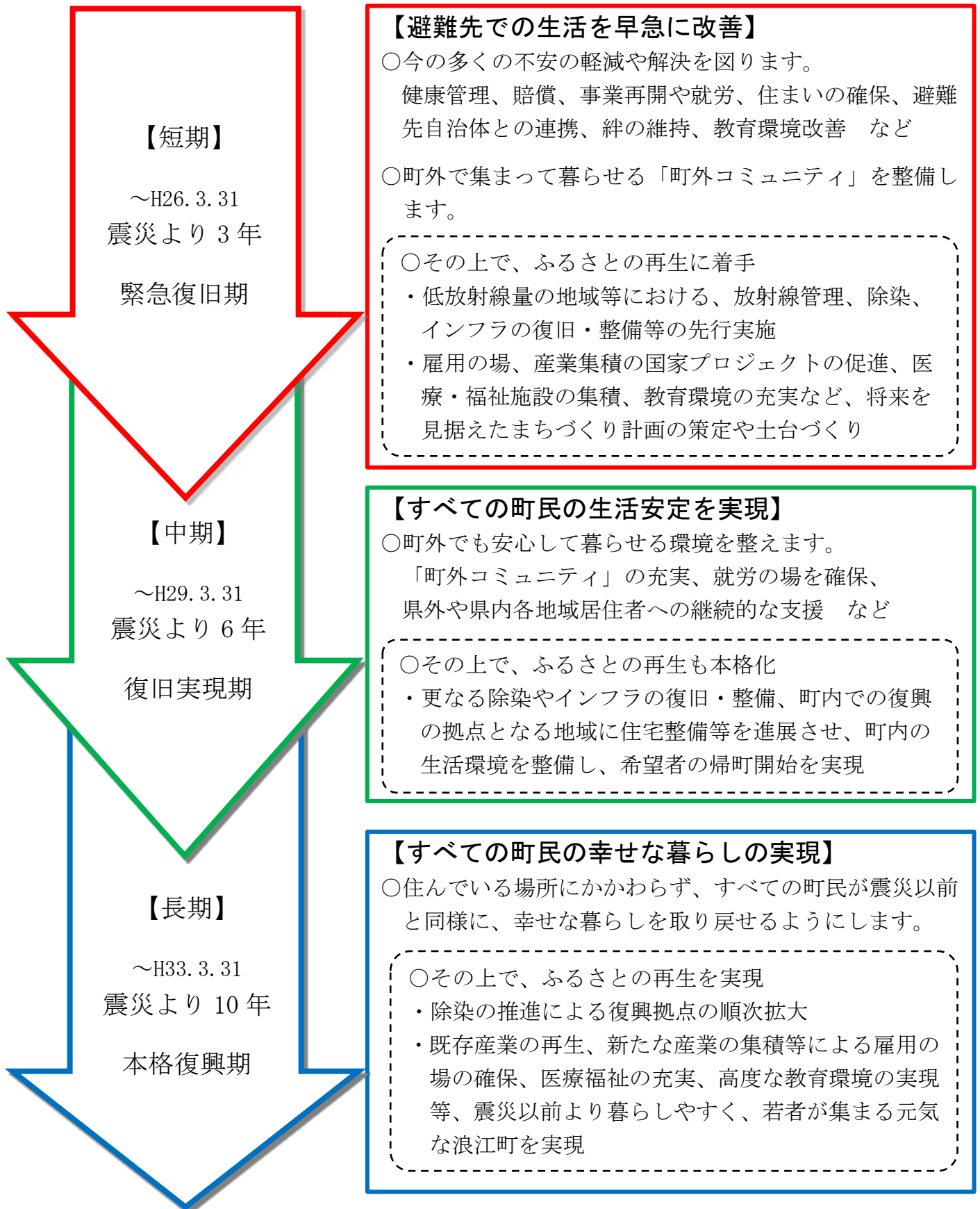


### Ⅲ 復興への取組みと方向性の概要

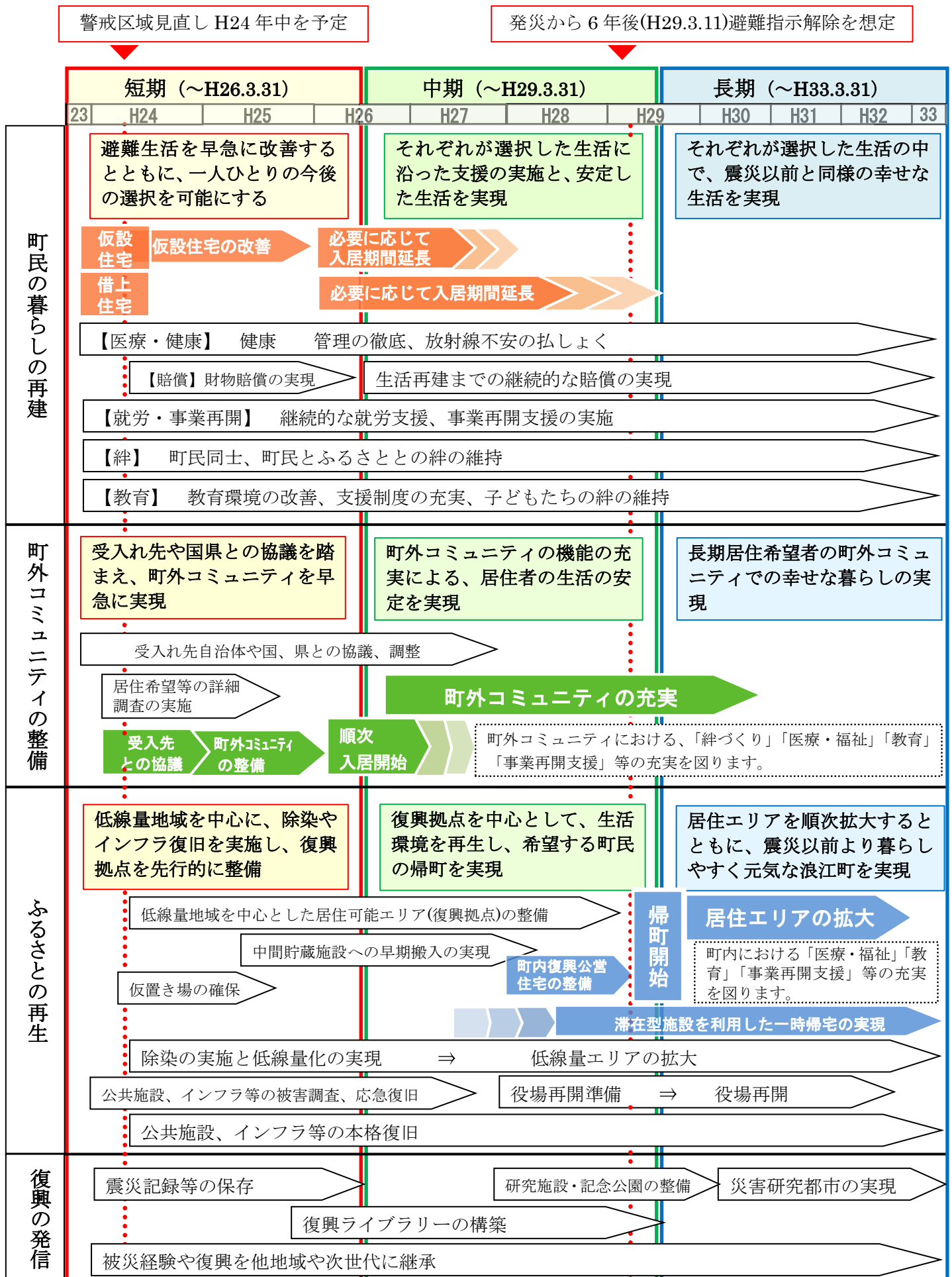
1. 復興までの道筋 . . . P 1 4 ~ 1 5
2. 復興に向けて未だ明確になっていない課題の整理  
. . . P 1 6 ~ 1 9
3. 各時期において目指す復興の姿  
. . . P 2 1 ~ 2 5
4. 避難期の生活再建に必要な取組み . . . P 2 6 ~ 4 1
5. 町外で安心して暮らすために必要な取組み . . . P 4 3 ~ 4 5
6. ふるさとを再生していくための取組み . . . P 4 7 ~ 5 8

# 1. 復興までの道筋

## 1) 各時期における復興のイメージ



## 2) 各時期における取組みのイメージ



## 2. 復興に向けて未だ明確になっていない課題の整理

震災から1年7カ月が経過した現在においても、未だに明確になっていない課題が存在します。しかし、町民一人ひとりが将来の展望を持ち、それぞれの選択へ踏み出していくためには、それらの課題についても一日も早く明確にしていく必要があります。

そして、未だ明確になっていないからこそ、現時点での方向性や進捗状況についての情報を共有していくことが必要です。

### 警戒区域の見直しについて

#### 【現時点での方向性】

平成24年中に警戒区域を3区分に見直す予定です。

しかし、「実際に帰町する際には、安全安心を大前提としたうえで、町内の生活環境をしっかりとした形で整え、希望者が不自由な環境に帰ることの無いようにすることが必要」です。現時点では、「生活環境をしっかりと再生させるまでには5年（発災から6年）程度の期間を要する」と考えています。

区域の見直しは行いますが、「今後5年間かけてしっかりとふるさとを再生させたいうえで避難指示を解除し、帰町を実現する」方向で国と調整しています。

また、避難指示の解除時期が5年後以降となることで、区域に関わらず一律の財物賠償（家財以外）を受けることが可能になります（なお、生活再建のために一括で受け取ることができるよう、国等との協議を進めてまいります）。

#### 【区域見直しによる進展】

- ・避難指示解除準備区域、居住制限区域への立ち入りが自由化（居住は不可）。
- ・立ち入りが可能になったことにより、除染やインフラ復旧などが本格化し、制限付ではあるものの、区域内での事業再開が可能になることによって、ふるさと再生が加速。
- ・区域の見直しにより、財物賠償が進展。

### 住まいの確保について

#### 【仮設・借上住宅の入居期限について】

現時点での仮設・借上住宅の入居期限はH26.3.31と設定されています。これは制度上2年間(H25.3.31まで)と規定されているものを改正し、「必要に応じて1年の延長ができ、さらに1年ごとに再延長できる」ようにしたものです。

仮設、借り上げ住宅は、復興公営住宅などの恒久住宅整備までの仮の住まいという位置づけであり、現状、恒久住宅を整備するまでには、なお時間を要することから、「恒久住宅の整備がなされるまでの間、1年ごとに入居期限を再延長する」することとなり、入居期限によって強制的に退去といったことではなく、「次の住まいの場をしっかりと確保したうえで、最終的な入居期限が設定」されます。

なお、仮設住宅の構造自体が長期的に住める構造とはなっておりませんので、「入居期限の確保と並行して、次の住まいの場を早急に整備していくことが必要」です。

## 【借上住宅の制度が適用になっていない地域について】

仮設住宅や、みなし仮設としての借り上げ住宅の整備主体は県になっています。

これまで、全町民が全国各地に避難を余儀なくされている状況を考慮して、借上住宅の制度を全国的に実施してもらえるよう、福島県を通じて各都道府県に要望を継続してきましたが、現時点では都道府県によって対応は様々です。

国主導での、全国一律の基準での運用も要望してきましたが、そちらも実現にはいたっていません。

現在、避難先によって不利益が生じないように、借上住宅制度が適用されていない地域の家賃負担については、賠償請求で補てんされています。

仮設、借上住宅の入居期限を次の住まいの場が確保されるまで延長していくことと同様に、「次の住まいの場がしっかりと確保されるまでは実質的な家賃負担の無いように、継続的に賠償を受けられるよう取り組んでいく必要」があります。

## 【町外コミュニティについて】

ふるさとでの生活再開まで、または、新たな生活拠点を見出すまでの一定期間の暮らしの場を確保するため、仮設住宅の入居期限（平成 26 年 3 月）を目途に復興公営住宅を中心とした「町外コミュニティ」を早急に整備していきます。

避難の中にあっても少しでも暮らしの環境が改善されるよう、就労支援や事業再開支援により安定した暮らしの確保に努めます。その上で受入れ先となる自治体及びその住民の方々の理解と協力が得られ、安心して暮らすことができる環境づくりを図るため、設置自治体等と丁寧に協議を進めていくことが必要です。

現段階で検討している「町外コミュニティ」は、以下のような考えです。

- ・ 想定エリア：市街地に近接し、公共サービスや商業サービスが受けられるエリア
- ・ 構 成：復興公営住宅を中心に役場出張所機能や店舗・事務所等で構成
- ・ 住 宅 の 質：復興公営住宅は仮設住宅の約 3 倍の居住面積や遮音性、断熱性を確保
- ・ コミュニティ：公民館的な交流施設を確保、エリア内での交流を図ることで絆を維持
- ・ 規 模：設置場所や町民の希望等にもよりますが、希望される多くの方の集住を想定
- ・ 市 民 交 流：受入れ先自治体と丁寧に協議することで居住先の住民の方々とも共栄
- ・ 箇 所 数：他の自治体とも連携して設置しますが、現段階では 3 箇所程度を想定
- ・ 事 業 再 開：町内事業者が町外コミュニティにおいて事業再開ができる環境を整備

## 【町内の復興拠点での住まいの確保】

ふるさとなみえの復興拠点においても、復興公営住宅を中心としたコミュニティを整備し、自宅の線量が比較的高く自宅への帰還ができない方や、自宅を失った方が町内で生活することができるよう、取り組みます。

## ふるさと再生を取り巻く現状について

### 【仮置き場の現状について】

ふるさと再生のためには除染を推進する必要がありますが、これによりかなりの汚染廃棄物が生じると推測されており、これらを「中間貯蔵施設へ搬入するまでの間、一時的に町内に保管しておく必要がある」と考えております。

また、公有地だけでは処理できない状況であることが想定され、候補地選定要素として、地域の廃棄物は発生した地域に保管という他町村での声を踏まえ、現在町では「各行政区ごとに仮置き場を設けることを、国と検討している段階」にあります。今後、「今年度中の設置を目標に、地域との協議を慎重に進めてまいります。」

### 【中間貯蔵施設について】

中間貯蔵施設については、3年後に搬入開始できるよう、国が整備する方針であり、そこで貯蔵された後、「30年以内に、最終処分場へ搬出」されることとなっております。

現在「国では、双葉町、大熊町、楡葉町に設置の提案」をしておりますが、町民の間でも、郡内には設置を認めないという意見や、除染促進のために郡内設置はやむを得ないという意見、さらには浪江町への受入れの意見も散見されるなど、意見が分かれており、「中間貯蔵施設については慎重な対応が必要」と考えております。

なお、「最終処分場は県外に設置される」こととなっております。

### 【山林の除染について】

浪江町の山林は151km<sup>2</sup>と町の面積の約7割を占めており、除染には多額の費用がかかることが予想されていますが、「山林の再生のため、そして生活圏の安全安心の確保のためにも、確実に除染をしていく必要がある」と考えております。

また、「木質バイオマス発電などを合わせて推進することで、費用の問題を克服しながら、除染を進めていくことができる」と考えております。

### 【原子炉の状況について】

現在、原子炉は冷温停止状態を達成したと公表（H23.12.16）されていますが、いまだ原子炉内の詳細な状況は判明しておらず、また使用済み燃料プールからの燃料の取出しも実現していません。今後も廃炉まで様々な困難が予想されており、「町としては、いまだ事故が収束したとの認識はできない」と考えております。今後の「さらなる安全対策、再度の地震や津波への安全確保などが確実に実施されるとともに、確実に廃炉すること、さらには県内すべての原発の廃炉についても、強く要請」してまいります。



## 【除染についての国の考えと町の考えの違いについて】

これまで町は一貫して年間1 mSv（ミリシーベルト）以下を目標に除染することを訴えてきたところであり、ようやく国は長期目標を年間1 mSv以下としたところです。

また、一時ではありますが、国として森林全域除染の必要性を否定する報道もされました。町としては前記したように、確実に除染していくことが必要であると考えています。

また住民の帰還についての国の考えは、空間線量のみで区域分けを行い、低線量地区から帰還するというものですが、「町としては空間線量だけではなく、損傷した原子炉の安全対策の状況、インフラや生活関連サービスの復旧など様々な点を考慮して、『生活できるかどうか』が重要」であると考えております。

このように「国と町との考えの相違について、町の現状を国に正しく認識してもらおうよう、強く要請」してまいります。



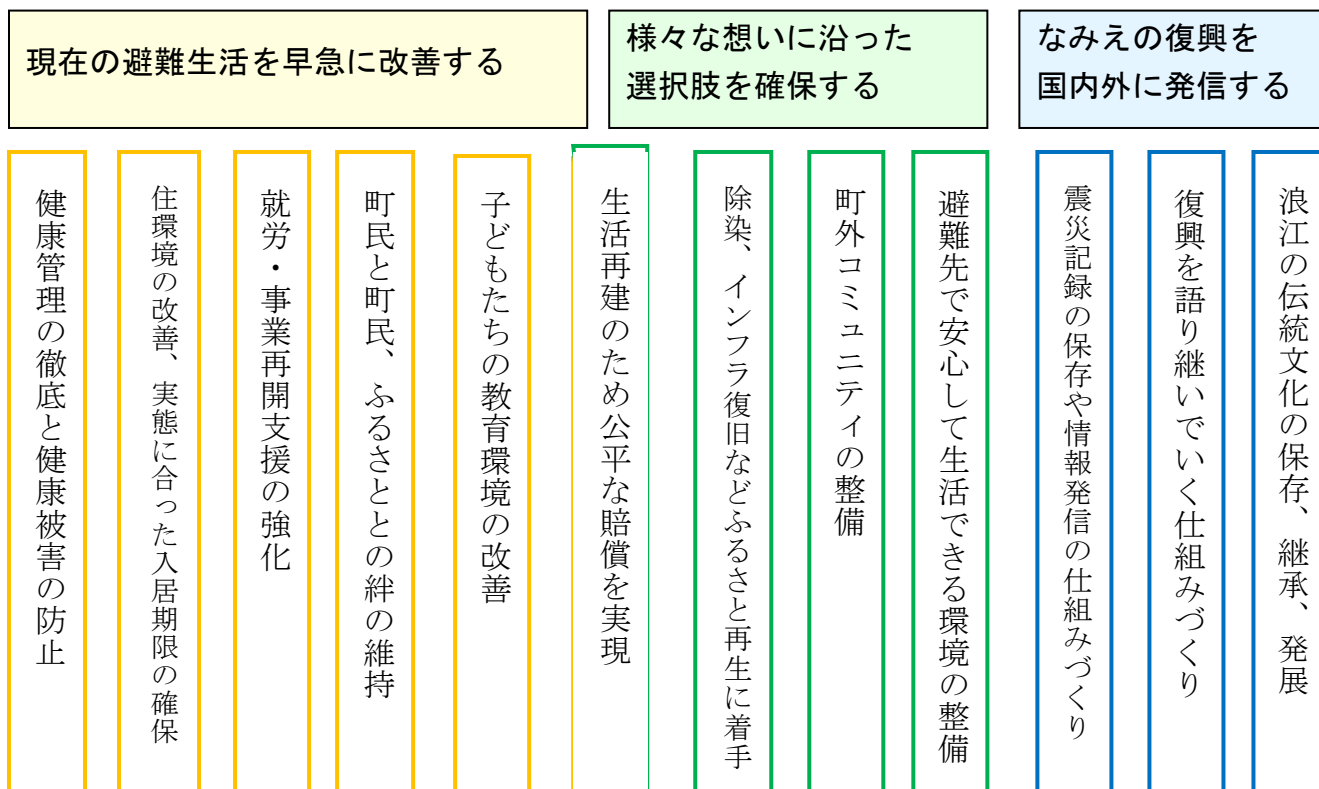
### 3. 各時期において目指す復興の姿

#### 1) 短期において目指す姿（震災より3年～H26.3.31）

この災害を乗り越える上で、一番重要なことは「一人ひとりの暮らしの再建」です。

今の苦しい避難生活を乗り越えるとともに、人それぞれの考えに寄り添い、多様な選択肢を確保し、町民一人ひとりが希望する環境で生活を送れるようにしていくことが必要です。また、世界的な災害の被災地そして被災者としての声を他地域や世界に伝えていくことが重要です。

#### 【短期目標と主要な取組み】



#### 【震災から3年後の展望】

平成24年中になされた区域の見直しにおいて、生活環境を整えるために「町内全域の避難指示を発災から6年間は解除できない」としたことにより、全町民が一律(家財以外)で賠償を受けられるなど賠償問題が進展し、町民それぞれが希望する選択へ踏み出すことが可能となります。

避難先で安心して暮らすために町外コミュニティが整備され、希望者の入居が開始されます。

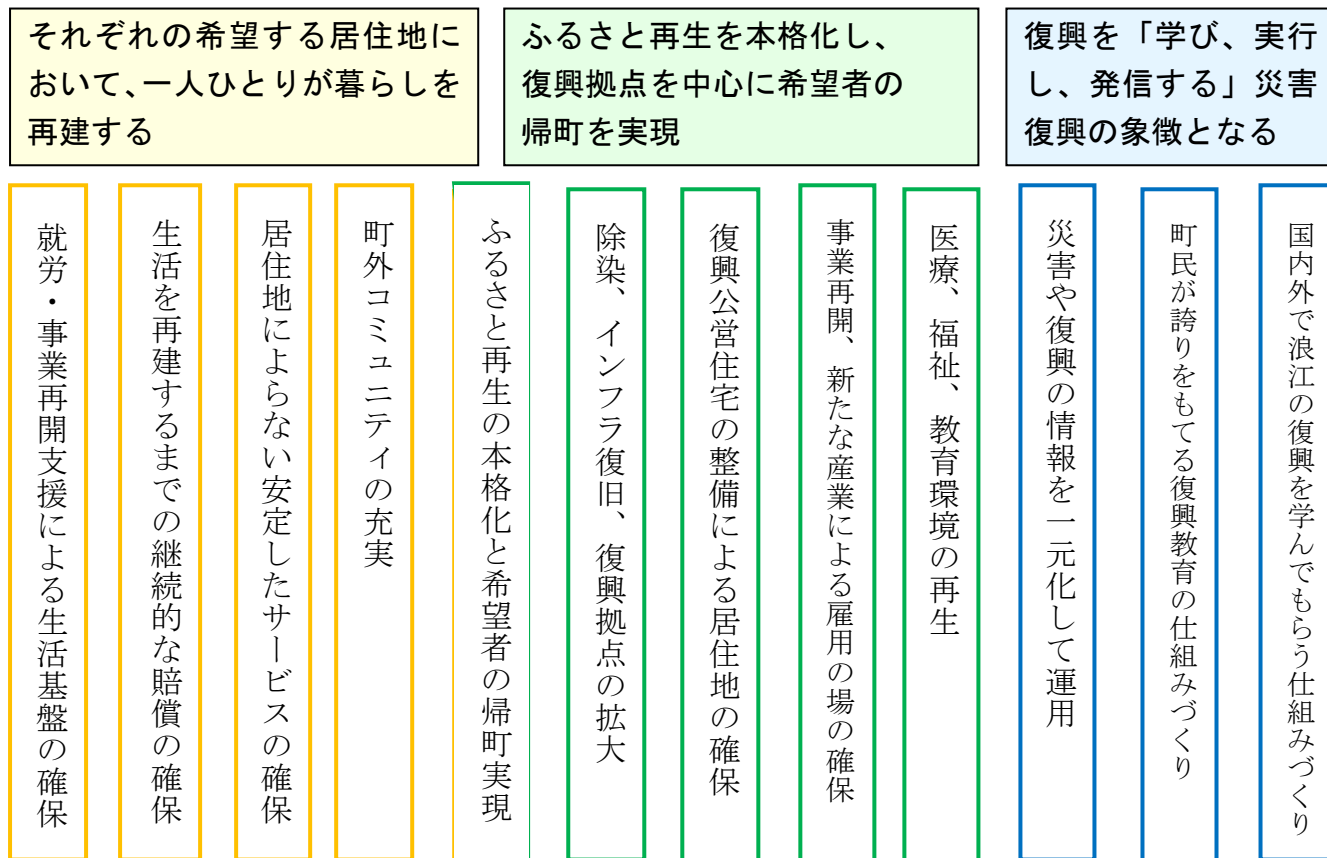
自分の選択した場所で生活を送る町民も、避難先自治体と連携を強化する中で、安定した行政サービスや支援が確保され、安心して生活できる環境が実現しています。

町内では区域の見直しにより、除染やインフラ復旧に本格的に着手できるようになり、低線量地区において復興拠点が整備されます。

## 2) 中期において目指す姿 (震災より6年 ~H29.3.31)

短期での取組みを継続、強化し、町民の多様な想いに沿った生活環境を確保する中で、それぞれの居住地で安心して安定した生活を送れるようにしていくことが必要です。また、本格化する生活再建やふるさと再生の動きを世界に発信し続けていくことが重要です。

### 【中期目標と主要な取組み】



### 【震災から6年後の展望】

ふるさとへの帰還までの間、町外コミュニティや他地域に住む方、他地域に永住を決めた方、避難指示の解除に合わせてふるさとへ帰町する方、一人ひとりの選択がある中で、どんな選択をしようと不自由のない環境で、安定した生活を取り戻しています。

他地域で生活を再建するまで支援や賠償を継続するとともに、自治体間での連携を強化し震災前と同水準の行政サービスや生活関連サービスを受けられるようになります。

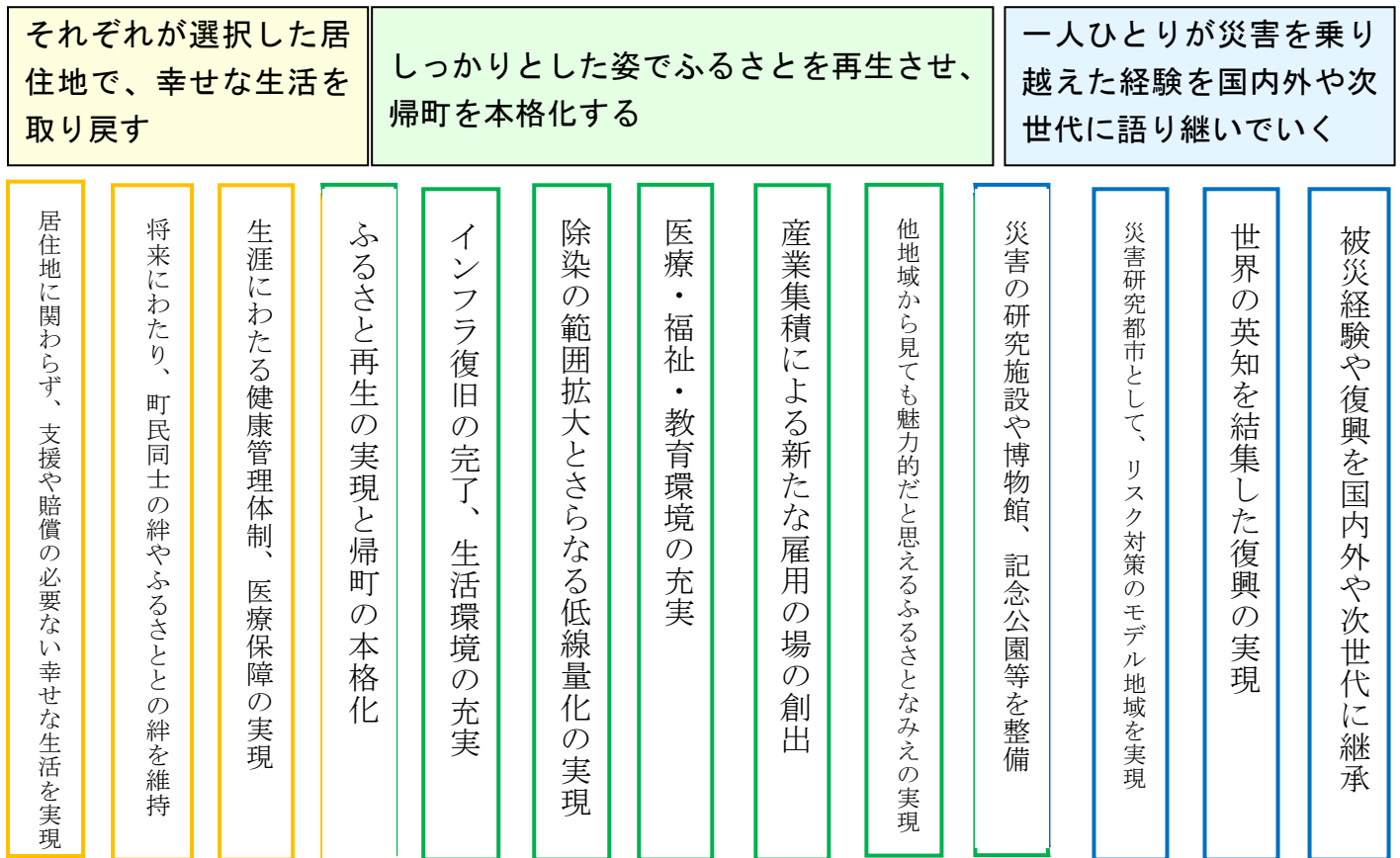
町外コミュニティでは、受入れ先自治体との共生の中で、店舗や必要な公共施設などが充実し、一層の生活環境の向上が図られます。

ふるさとにおいては、除染やインフラ復旧が進展し、復興拠点が拡大する中で、震災から6年後のH29年3月11日に避難指示が解除され、生活環境が整った地域への帰還が実現します。

### 3) 長期において目指す姿（震災より10年～H33.3.31）

短期、中期においての取組みをさらに飛躍させ、町民一人ひとりがそれぞれの選択した場所で、震災以前の幸せな暮らしを取り戻す中で、世界的な大災害を乗り越えた経験を活かし、他地域や次世代につないでいくことが重要です。

#### 【長期目標と主要な取組み】



#### 【震災から10年後の展望】

町民一人ひとりの選択した生活が、それぞれの幸せな暮らしにつながっています。

他地域に居住する方は災害を乗り越えたことに誇りを持ち、ふるさとなみえとのつながりを保ちながら、それぞれが幸せな生活を送っています。

町内においては、さらなる低線量化、廃炉に至るまでの原発の安全確保、防災減災に配慮したまちづくり、万が一の際の避難道や広域交通網の整備など、安全安心を第一にしたまちづくりが進められる中、既存産業の再生、新たな産業の集積、医療福祉の充実、高度な教育環境の実現など、震災以前より暮らしやすく、若者が集まる元気な浪江町が実現しています。

町外コミュニティでは、本格的に帰町が実現する中で、受入れ先自治体と今後のあり方について調整を進め、住み続けたいと願う方の想いに応えるためにも適切な形で存続していきます。

#### 4) 復興を実現し飛躍するふるさとの姿

本災害からの復興を成し遂げ、町民一人ひとりがそれぞれの居住地で幸せな生活を取り戻すとともに、ふるさともにおいても災害を乗り越えた希望あふれる浪江町が実現します。

##### 震災と原発事故を乗り越えた安全・安心な都市なみえ

町内の生活エリア全域が震災以前の線量に戻り、誰もが安心して暮らせる環境を取り戻しています。バイオマス発電を利用した山林の除染も、伐採と植樹を計画的に実施していったことで、広大な山林の大部分が完了し、以前のように豊かな自然に触れ合える環境を実現しています。また、事故原発の廃炉作業も安全性が担保され、地域に不安のない形で順調に進んでいます。

津波被害のあった沿岸部では自然と調和した形の防潮堤や、沿岸部と中心部をつなぐ避難道路が整備されています。漁港は以前の賑わいを取り戻し、災害を後世に伝えていくための施設には多くの人が訪れています。

避難道として再整備された国道6号や114号は、広島の平和大通りのように、原子力災害からの復興の象徴として、高規格化がなされ車の往来が絶えません。

先進医療施設や地域に根差した福祉施設、保育施設などが整備されているほか、町民同士が地域全体で支え合う地域として、子どもから高齢者まで元気な声が町中にあふれています。

##### 既存産業と新たな産業とが地域経済を支える浜通り中部の中核都市なみえ

産業の分野では、農地除染の進展と新たな形態での営農、海洋・内水面の浄化や漁業インフラの再生、バイオマス発電による新たな林業形態への転換などが功を奏し、新たな形で第一次産業が再生しています。そして風評被害を払しょくするためのこれまでの地道な努力が実を結び、なみえの誇れる農作物や海産物が全国各地で食されるようになります。

なみえの中心部では、地域コミュニティに根差したなみえの商店街が再生し、かつての賑わいを取り戻しています。また、なみえ焼きそばや大堀相馬焼を求めて、他地域との交流人口が大幅に増加しています。

これまでの原発関連産業に代わり、大規模で波及効果の大きい新たな産業が集積し、常磐自動車道の全線開通やJR常磐線の高速化ともあいまって、物流や人口が集中する浜通り中部の中核都市として地域経済を支えています。また、再生可能エネルギー関連産業も集積し、クリーンなエネルギーの地産地消をもとにしたスマートコミュニティが実現しています。

## 将来につながる高度な教育と

### なみえの豊かな心を次世代に伝えていく教育都市なみえ

学校教育では、教育特区制度などを活用し、魅力的で高度な教育環境の中で、世界から寄せられた支援を忘れない思いやりの心を理念に、二度とこのような経験を繰り返さない社会を創り、日本を担う人材を育てる教育が実現しています。

さらには、放射線や災害の研究施設、先進医療施設、集積する新たな産業などへとつながっていく専門的なキャリア教育や、世界を視野に入れた国際教育により、地域を支える人材や海外で活躍する人材が育っています。

また、十日市や野馬追、安波祭や田植え踊りなど、四季折々の文化や伝統芸能が再生し、「なみえらしさ」「なみえの心」が綿々と受け継がれています。

他地域での災害の際には、被災経験を活かし、一人ひとりが被災地や被災者に寄り添い、手を差し伸べることができる地域となっているほか、防災・復興の拠点都市として世界に貢献できる教育を全町民が受けられる町となっています。

## 復興を成し遂げた象徴として世界に誇れる国際的な災害研究都市なみえ

防災・減災のまちづくりの下、放射線や災害の研究施設には世界中の研究者が集い、異文化交流も盛んに行われています。町民一人ひとりが被災経験を乗り越えたことに強い誇りと、災害への高い意識を持つことで、後世や国内外でこの悲惨な経験を繰り返さないためのモデル地域となっています。

この災害から学び、培った経験を継承し、世界中に発信していくことで、世界的な災害を乗り越えた復興の象徴として世界から注目される災害研究都市となっています。

「チェルノブイリ」のような災害の象徴ではなく、「ヒロシマ」「ナガサキ」のような復興の象徴としての「フクシマ」そして「ナミエ」に、世界中から多くの人を訪れます。

そして、なみえの心が日本中、世界中へと広がっていきます。

上記で掲げたふるさとの姿については、多数の将来像の中の一つの可能性でしかなく、現時点では決まった将来像など無いのかもしれませんが。そういった意味では、本計画に記載することはふさわしくないかもしれません。

しかし、決まった未来がなくとも、そしてどんな道をたどることになるろうとも、再生に向けて歩みを進めていかなければ、衰退の道をたどることは明白です。国、県、町、そして町民一人ひとりの汗が輝かしい未来を創っていきます。

「無理だ」「不可能だ」と言ってあきらめるのは簡単です。しかし、次世代に「希望あふれるふるさとなみえ」を引き継ぎ、託していくためにも、私たちは歩みを止めません。